

## 事例研究 行政法 (第2刷)

頁数	修正箇所(1刷)	修正後(2刷)
目次	2 まちづくり行政領域 3 給付行政領域 4 人事行政領域  1 情報公開行政領域 2 まちづくり行政領域 3 給付行政領域 4 人事行政領域	2 まちづくり行政 3 給付行政 4 人事行政  1 情報公開行政 2 まちづくり行政 3 給付行政 4 人事行政
凡例	<b>判例集・判例解説</b> 百選 ~ 行政法判例百選 ~ (第5版) C B ケースブック行政法(第3版)	百選 ~ = 行政法判例百選 ~ (第5版) C B = ケースブック行政法(第3版)
p 51  p 52  p 56  p 68  p 137         p 154  p 155	<b>〔設問〕</b> 1. Xは指定医師の取消しに <b>(第25条違反)</b> 審査請求の前置を  <b>12行目</b> なお、...を見る限り、審査請求前置  <b>(2)の9行目冒頭</b> 欠く。	1. Xは指定医師の <b>指定取消し</b> に  <b>不服申立ての前置を</b>  なお、...を見る限り、 <b>不服申立前置</b>  「。」は不要なのでトル  2号を削除。3号を挿入。 <b>二 (略)</b> <b>3号 三 国定公園 国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、環境大臣</b> <b>が第5条第2項の規定により指定するものをいう。</b> <b>四 ~ 六 (略)</b>
	<b>【資料】</b> 自然公園法の2条1号、2号の引用部分     三~六(略)	2号を削除。3号を挿入。 <b>二 (略)</b> <b>3号 三 国定公園 国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、環境大臣</b> <b>が第5条第2項の規定により指定するものをいう。</b> <b>四 ~ 六 (略)</b>
	<b>〔問題1〕</b> 下から6行目 「...、条例8条4号所定」	「...、条例8条 <b>1項</b> 4号所定」
	<b>〔設問1〕</b> 3. 「条例8条4号所定...」	「条例8条 <b>1項</b> 4号所定...」

## 事例研究 行政法 (第2刷)

<p>p 161</p> <p>p 162</p> <p>p 163</p> <p>p 164</p> <p>p 206</p> <p>p 310</p> <p>p 363</p> <p>p 366</p> <p>p 402</p> <p>p 403</p>	<p>. の 2 行目          条例 8 条 4 号 所定          〔設問 2〕 4 . の 2 行目          条例 8 条 4 号 所定  <b>解説</b> 2 . の 8 行目          Y 県知事は、... 条例 8 条 4 号</p> <p>上から 7 行目          ( 条例 8 条 4 号 )</p> <p>上から 2 行目          いずれも... 条例 8 条 4 号  <b>ワンポイント解説</b> 下から 5 行目          1967 ( 昭 37 )</p> <p>上から 3 行目・下から 10 行目          条例 8 条 4 号</p> <p>〔関連問題〕 最後の行          この件</p> <p><b>ワンポイント解説</b> 下から 13 行目          ...、この住民訴訟では、...</p> <p><b>冒頭</b>          別表第 2</p> <p>〔設問〕 5 . の 2 行目          ...あろうか。また、もし、...          4 行目          ...被告が敗訴し...</p> <p>【資料 3】 学校教育法施行令第 5 条          一～二 ( 略 )</p> <p>【資料 4】          A 町学校適正配置審議会条例          3 条 2 項 2 号          市議会議員</p>	<p>条例 8 条 1 項 4 号 所定</p> <p>条例 8 条 1 項 4 号 所定</p> <p>Y 県知事は、... 条例 8 条 1 項 4 号</p> <p>( 条例 8 条 1 項 4 号 )</p> <p>いずれも... 条例 8 条 1 項 4 号</p> <p>1962 ( 昭 37 )</p> <p>条例 8 条 1 項 4 号</p> <p>この県</p> <p>事 トル</p> <p>別表第二</p> <p>また、もし、 トル</p> <p>被告が敗訴し トル</p> <p>( 略 ) 11Q</p> <p>町議会議員</p>
<p>p 428</p> <p>編          者・執          筆者</p>	<p>北村和生先生          立命館大学法科大学院教授</p> <p>安本典夫先生          立命館大学法学部教授</p>	<p>余分な「法」をトル</p> <p>立命館大学法科大学院教授</p>